

利用者負担額(保育料)について

1 利用者負担額について

4月から8月までの利用者負担額は、児童と生活を共にしている扶養義務者(原則、父母)の前年度の市民税額により決定されます。また、9月以降の利用者負担額は、その年の市民税額で算定した額へと変更になります。

利用者負担額基準額表

階層 区分	定義	3号認定		階層 区分	定義	3号認定	
		0~2歳児クラス				0~2歳児クラス	
		標準時間	短時間			標準時間	短時間
#1#	生活保護受給世帯	0円	0円	#8#	77,101円以上 97,000円未満	28,600円	28,100円
#2#	市民税非課税世帯	0円	0円	#9#	97,000円以上 133,000円未満	34,800円	34,200円
#32 (#31)	市民税均等割課税世帯 うち要保護世帯等 ()内は第2子以降	10,900円 4,950円 (0円)	10,700円 4,850円 (0円)	#10	133,000円以上 169,000円未満	41,600円	40,800円
#42 (#41)	市民税所得割 24,300円 未満 うち要保護世帯等 ()内は第2子以降	13,600円 4,950円 (0円)	13,300円 4,850円 (0円)	#11	169,000円以上 235,000円未満	46,200円	45,400円
#52 (#51)	24,300円以上 48,600円未満 うち要保護世帯等 ()内は第2子以降	16,400円 4,950円 (0円)	16,100円 4,850円 (0円)	#12	235,000円以上 301,000円未満	49,600円	48,700円
#62 (#61)	48,600円以上 60,000円未満 うち要保護世帯等 ()内は第2子以降	20,000円 4,950円 (0円)	19,600円 4,850円 (0円)	#13	301,000円以上 349,000円未満	53,200円	52,200円
#72 (#71)	60,000円以上 77,101円未満 うち要保護世帯等 ()内は第2子以降	23,800円 4,950円 (0円)	23,300円 4,850円 (0円)	#14	349,000円以上	57,400円	56,400円

- 扶養義務者の税額区分(父母などの市民税の合計額)と児童年齢・保育必要量の交わる部分が保育料額です。
- この市民税所得割額は、税額控除前所得割額から調整控除を差し引いた額です。(住宅ローン控除や株式譲渡所得控除などは差し引きません。)
- 第3~第7階層について、要保護世帯※(ひとり親世帯または在宅障害者のいる世帯)は、この表の要保護世帯等欄の額となります。
- 小学校就学前の範囲において、認定こども園、認可幼稚園、認可保育所、小規模保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援等を同時に利用する、最年長のこどもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。ただし、市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯(ひとり親世帯等については77,101円未満)である場合の保育料は、生計を一にするこどもについて、年齢にかかわらず、2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- 市民税が未申告の場合や税資料の提出がなされない場合は、最高階層(第14階層)にて判定させていただく場合があります。
- 児童の年齢は、4月1日時点の満年齢で、年度途中に変わることはありません。年度途中の入所の場合も4月1日時点の満年齢で判定します。
- 結婚や離婚等により保護者や世帯員の人数に変更があった場合や、修正申告等により市民税が変更になった場合等は、再審査しますので速やかに関係書類を提出してください。なお、算定の基準は各月初日の家庭状況となります。
- 父母の収入で生計が成り立たないと認められ、同居している祖父母等がいる場合は、祖父母等のうち所得が高いほうで保育料算定を行います。また別居していても祖父母等から市民税の扶養をうけている場合は、これと同様の算定を行います。

2 利用者負担額の納付

利用者負担額は、各月初日の児童の世帯状況によって決定され、その金額を月々納付していただきます。

公立保育園の毎月の利用者負担額の納付期限は、当該月の末日(金融機関が休日の場合は、その翌日)です。

納付方法については、口座振替による方法を原則としてお願いしています。

口座振替手続きにつきましては、口座振替依頼書が富士宮市役所および各金融機関にありますので、必要事項を記入のうえ、金融機関へ直接お申込みください。また、再入所する際は、過去に依頼された口座から保育料を振替させていただく場合がありますので、ご了承ください。

どうしても口座振替できない場合は、毎月保育園から納付書が届きますので、金融機関へ納付書をお持ちいただき、納付してください。市外の保育施設に在籍されている方につきましては、保護者宛に送付いたします。

認定こども園、小規模保育所の毎月の利用者負担額の納付期限および納付方法につきましては、施設へ直接お問い合わせください。

(注意)

- ・過年度(前年度以前)の利用者負担額については変更できませんのでご了承ください。
- ・月途中で施設を退所した場合であっても、当月分の利用者負担額(保育料・副食費)は1か月分発生します。
- ・2歳児クラスで誕生日を迎え、満3歳になっても、年度末までは保育料がかかります。

3 3歳児クラス～5歳児クラスの保育料等について

3歳児クラスから5歳児クラスのすべての世帯で、児童の保育料は無償となります。

教材費・行事費・給食費(※主食費+副食費)等の実費については、保護者にご負担いただきます。

※ 主食(ご飯やパン)をご持参いただく園もあります。

<給食費の扱い>

給食費(主食費+副食費)は無償化対象外となり、保護者にご負担いただきます。ただし、副食費において年収360万円未満相当の世帯の児童と、保育料算定時の多子計算における3人目以降の児童は、支払い免除となります。

4月から8月までの副食費免除対象者は、児童と生活を共にしている扶養義務者(原則、父母)の前年度の市民税額で決定します。また、9月以降の副食費免除対象者は、その年の市民税額で決定します。

公立保育園については、主食(ご飯やパン)はご持参いただき、毎月、副食費(月額4,500円)を徴収させていただきます。お手続きについては園を通じて、同意書及び口座振替依頼書を園から配布します(金融機関にはありません)。

納付方法については、利用者負担額と同様に口座振替による方法を原則としてお願いしています。納付期限についても利用者負担額と同様に当該月の末日(金融機関が休日の場合は、その翌日)です。

私立保育園、認定こども園の毎月の給食費等の金額、納付期限および納付方法につきましては、施設へ直接お問い合わせください。

施設によっては、利用者負担額(保育料)に加え、施設に直接納めていただく料金が別途ある場合があります。詳細は各施設へお問い合わせください。